

仕 様 書

1 件名

苫小牧駅周辺ビジョン推進業務

2 業務背景・目的

本市の総人口は、168,299人（令和4年12月末現在）であり、平成25年（2013年）の174,469人をピークに減少に転じている。本市では、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現に向け、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開というダブルポートシティの特性を活かした成長戦略を掲げており、令和3年3月にこれらの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」（以下「都市再生CP」という。）を策定した。

本業務は、令和4年度に策定した「都市再生CP」の推進に資する「苫小牧駅周辺ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を具体化し、駅周辺整備に係る基本計画を作成するとともに、各実証事業を行うことにより、ビジョンを推進することを目的とする業務である。

3 契約予定期間

契約締結日から令和6年3月31日

委託契約は、本市予算が成立することを条件として、契約を履行することとする。

4 契約予定金額

39,800,000円

上記金額は、消費税10%相当額を積算した金額を含むものとする。なお、本市予算の成立をもって、最終的な契約金額を決定する。

5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

(1) ビジョン推進業務_ビジョン詳細検討～基本計画作成

- ・ビジョン詳細検討～全体計画作成（機能、法規、スキームなど）
- ・ウォーカブルシナリオ作成_各実証事業とビジョンをつなぎ一貫性をもたせる
- ・事業者選定を見据えた事業者ヒアリング実施～調整
- ・駅前再整備事業計画検討_基本計画、進行スケジュール等
- ・駅前広場整備検討支援_JR北海道との各種調整、検討支援
- ・駅前広場の施設規模、配置計画の事前調査～検討～基本計画作成
- ・事業費算定及び建物規模検討、その他必要な検討の為の事前調査

- 「アスベスト調査」（旧サンプラザビル、旧バスターミナル）
 - 「ボーリング調査」（旧サンプラザビル近接地点 2 か所程度）
 - ・ウォーターフロントエリア調査・検討_拠点施設連携検討
- (2) ビジョン具現化業務_CAP 統合及びエリマネ組織組成、各実証事業（企画～立上）
- ・全体戦略立案～企画業務など全体プロデュース
 - ・各実証事業調整窓口業務
 - ・各実証事業の事業者/有識者コーディネート
 - ・エリアプラットフォーム、専門家組織組成準備支援_関連 WS、勉強会実施支援
 - ・実証効果検証支援

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。
- (2) 業務検討において本市が選定したコーディネーター等が同席する場合がある。

7 業務スケジュール

契約締結後～2週間 業務実施計画の作成・承認
契約締結後 2 週間～ 業務開始
令和 5 年 10 月 中間報告を実施
令和 6 年 3 月 最終報告を実施
令和 6 年 3 月 31 日 成果物納入

8 納入成果物

- (1) 苫小牧駅周辺整備基本計画等
紙媒体（A4 版両面刷（50～100 頁程度））10 部
- (2) (1)の電子データを記録した CD-R 又は DVD-R 1 枚
- (3) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式
- (4) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾を得るものとする。

9 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。
なお、上記以外の支払い方法については、委託者と協議すること。

10 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、全て委託者に譲渡する。

- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

11 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面での通知により契約を解除できる。
- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

12 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部未来創造戦略室
〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
TEL: 0144-32-6229